

大学基準協会資料第50号
平成 10 年 2 月

平成 9 年度

米国基準協会等の大学評価に関する実態調査報告書

(中間報告)

平成 10 年 2 月 17 日

財団法人 大学基準協会

は し が き

事務局長 三 宅 恒 二

大学基準協会は、1947年7月創立以来今日まで、国内外の高等教育制度に関する調査研究を行ってきた。特に、1990年代にはいると、飯島宗一訳『米国西部地区基準協会 アクレディテーション・ハンドブック』(大学基準協会資料第38号、1990年3月)、喜多村和之・早田幸政他訳『大学・カレッジ自己点検ハンドブック—ニューアーヴィングランド地区「基準認定の手引」より』(紀伊國屋書店、1992年5月)、早田訳『大学・カレッジ評価ハンドブック』(紀伊國屋書店、1995年1月)、喜多村・早田他訳『アクレディテーションのための実地視察の手法—ニューアーヴィングランド地区基準協会「実地視察団マニュアル」から』(JUAA 内外大学関係情報資料 17、1996年6月)など、従来から進めてきたアメリカのアクレディテーションに関する調査研究の成果を公表してきた。これらの成果は、各大学の質的向上に向けての努力を側面から支援していく目的とした、大学基準協会の「大学評価」システムを構築していくにあたり多大な示唆を与えるものであった。

このような長年にわたる調査検討の末、1996年、大学基準協会は第1回大学評価を実施した。

この大学評価の実施プロセスにおいて、事務局の担当する実務については、様々な問題が提起された。具体的には、申請大学との関係では、①自己点検・評価の準備から実施に至るまでのアドバイス方法、②大学評価申請準備から申請に至るまでのアドバイス方法、大学評価の任にあたる判定委員会および相互評価委員会等の関係では、①委員会委員の委嘱、解嘱等の諸手続、②委員会の審査・評価に関わる諸準備、資料等の提供方法を含む円滑な委員会運営のためのサポート体制のあり方、さらには、大学評価終了後の申請大学に対する結果通知や社会に対する公表方法、などの点でいくつかの課題が提起してきた。

これらの点を踏まえ、「平成9年度事業計画」には、大学評価において長年の実績を積んでいる「アメリカの地区基準協会のアクレディテーションに関する実務プロセスの現地調査を敢行し、その成果を、第2回以降の大学評価手続の改善に反映」させていくことが盛り込まれた。今回の米国基準協会等の大学評価に関する実態調査は、この計画を実行に移したものである。

ところで、大学の質的向上のための教育研究の評価のあり方については、大学審議会も、『平成12年度以後の高等教育の将来構想について(答申)』(1997年1月)において、「今後一層の質的向上を図っていくためには、自己点検・評価の定着状況を踏まえつつ、教育研究の評価の在り方について」の検討が必要であることを指摘したうえで、「社会一般の評価に依存するだけでは、必ずしも目指すべき方向に向かうとは限らない」ため、「我が国独自の相互評価システムを考える必要があるのではないか」との指摘がなされているほ

目 次

か、文部省『教育改革プログラム』(1997年8月改訂)においても、「教育研究の質を維持向上させるため、大学にふさわしい客観的な評価システム」の確立が不可欠であることが指摘されている。

また、今回の調査を通じ、アcreditation団体の積年に亘る評価実務の経験の中から、数々の有益な示唆を得ることができた。また、米国における高等教育関係機関では、国際的な評価機関を設置し、国際的評価基準による世界各国の高等教育機関とそこで提供されるプログラムの評価を行うという動きを知ることができた。

このように、高等教育に関わる国際的な大学評価システム形成の動向が注目され、さらに、わが国の高等教育政策課題として、客観的な大学評価の制度化が求められる中、大学基準協会の「大学評価」に対する期待が高まりつつある時期に、訪米調査を実施し、本協会の「大学評価」のさらなる充実にその成果を役立てていくことには、一定の意義があったと思っている。

1998年2月10日

はしがき

調査の概要と今後の検討課題

はじめに

第1章 アメリカにおけるアcreditation・システムの概要

1. アcreditation・システムの成立の背景	2
2. アcreditationの種類	2
3. アcreditationのプロセス	2
4. アcreditationの特質	4
5. アcreditation団体の認定組織	4
6. 高等教育機関基準認定協議会 (Council for Higher Education Accreditation)	5

第2章 各地区基準協会におけるアcreditation・プロセスとスタッフの役割 はじめに

1. 各地区基準協会の概要	11
2. 事務局スタッフの構成と資格要件	14
3. 地区基準協会事務局専門職員の役割	15
4. 実地視察団の編成をめぐる諸問題	20
5. 専門分野別アcreditation団体との合同実地視察	23
6. 評価における数量的な基準に対する考え方	24
7. 評価結果の公表方法	25
8. アcreditation関連資料の保管方法	26
9. 会員大学ならびに実地視察団に対する研修機会の提供	27

第3章 高等教育の評価をめぐる国際的なうごき

はじめに	30
1. 国際教育評価センター (Center for Quality Assurance in International Education) に関する調査報告	30
2. 多国間教育活動評価連盟 (Global Alliance for Transnational Education) に関する調査報告	31
3. 日米友好基金 (The Japan-United States Friendship Commission) に関する調査報告	34

おわりに

調査日程等

調査期間

調査団名簿

訪問日程・訪問先・面談者等一覧

i

1

5

11

11

14

15

20

23

24

25

26

27

30

30

31

31

34

36

39

39

39

調査の概要と今後の検討課題

はじめに

大学基準協会は 1996 年度に「第 1 回大学評価」を実施した。今回の米国基準協会等の大学評価に関する実態調査では、その後提起された「大学評価」の問題点を踏まえ、主に次の諸点について調査を行った。

- ① 当該機関の事業概要、財政状況
- ② 事務局スタッフの構成
- ③ 大学評価における事務局の役割
- ④ 大学評価関連資料の保存方法・期間
- ⑤ 専門分野の評価のあり方
- ⑥ 具体的な評価の基準や指標
- ⑦ 評価を受ける大学に対する研修のあり方
- ⑧ 大学評価結果の公表方法
- ⑨ 1992 年高等教育法の影響
- ⑩ 大学の質の保証 (Quality Assurance) のために、近年取られている措置
- ⑪ 「学生の学習成果の評価」(student outcome assessment) に対する大学側の理解・定着度およびその方法

調査期間は 1997 年 9 月 7 日(日)～14 日(日)の 8 日間で、調査には三宅恭二事務局長を団長に、前田早苗、田代 守、日永龍彦の 3 人の事務局員が随行した。具体的な訪問日程については、後掲「訪問日程一覧」を参照されたい。

訪問先は地区基準協会の他、アクレディテーション団体の連絡調整機関、高等教育評価に関わる国際的な機関の 3 つに大別される。そこで、本報告書では、まず、アメリカのアクレディテーション・システムの概要と最近の動向を整理した上で、アクレディテーション団体の連絡調整機関である高等教育機関基準認定協議会 (Council for Higher Education Accreditation) の調査報告を掲げる(第 1 章)。ついで、アクレディテーションの具体的実務手続や事務局スタッフの役割を中心とした 3 つの地区基準協会(北中部地区、ニューアイングランド地区、中部諸州地区)の調査報告を掲げる(第 2 章)。最後に、高等教育の質の保証に関する活動を世界的に展開している国際教育評価センター (The Center for Quality Assurance in International Education) 並びに多国間教育活動評価連盟 (Global Alliance for Transnational Education)、および同様の活動を日米間で行っている日米友好基金 (The Japan-United States Friendship Commission) の報告を掲げることとする(第 3 章)。

第1章 アメリカにおけるアカデミック・システムの概要

1. アカデミック・システムの成立の背景

アメリカでは、教育に関する諸権限は、合衆国憲法で、連邦政府ではなく、州政府に属するものとされている。従って、アメリカで大学を設置するには州の認可を得なければならない。大学の設置認可の基準は、たとえばニューヨーク州の認可基準は比較的厳しく、カリフォルニア州のそれは緩やかであるなど、州によって異なる。しかし、全般的に見ると、アメリカで大学を設置することは比較的容易であるといえる。この点は日本との相違点としてあげることができよう。

アカデミック・システムは、こうした背景のもとで発達したアメリカ独特のシステムで、大学の水準の維持・向上と、その社会的な保証は、非政府のボランタリーな団体による大学の認定によるところが大きい。その証左として、大学が学位授与権を得る条件や、学生が連邦政府からの奨学金を受けるための条件として、その大学がアカデミック・システムによって認定されなければならないことなどをあげることができよう。

2. アカデミック・システムの種類

アカデミック・システムには、大きく分けて教育機関別アカデミック・システム (institutional accreditation) と、専門分野別アカデミック・システム (specialized or professional accreditation) の2種類がある。前者では、教育機関全体が評価の対象になるのに対して、後者では、教育機関で提供される専門職業的な教育プログラムが評価の中心となる。

いずれの場合も、評価を行う主体は、民間のボランタリーな団体である。

教育機関別アカデミック・システムを行う団体には、地区基準協会 (Regional Accrediting Bodies) と全国基準認定協会 (National Accrediting Organizations) がある。なかでも、地区基準協会は、アメリカのアカデミック・システムの母体ともいえる組織である。日本の大学基準協会も、戦後直後の設立当初、この地区基準協会を範としたことが、当時の資料から伺うことができる。

なお、地区基準協会の名称、設立年とアカデミック・システムの開始年及びその会員校数を表1-1に、各基準協会の管轄区域を、図1-1に示す。

3. アカデミック・システムのプロセス

アカデミック・システムのプロセスは、教育機関全体または、教育プログラムのいずれを対象とする場合であっても、大要以下の通りである。

① アカデミック・システムの申請をしようとする大学は、大学全体または、教育プログラ

表1-1 地区基準協会の設立年と会員校数

名 称	設立年	アカデミック・システム開始年	会員校数
ニューイングランド地区基準協会 (New England Association of Schools and Colleges)	1885年	1954年	205
中部地区基準協会 (Middle States Association of Colleges and Schools)	1887年	1921年	537
北中部地区基準協会 (North Central Association of Colleges and Schools)	1895年	1910年	992
南部地区基準協会 (Southern Association of Colleges and Schools)	1895年	1919年	786
北西部地区基準協会 (Northwest Association of Schools and Colleges)	1917年	1921年	152
西部地区基準協会 (Western Association of Schools and Colleges)	1924年	1949年	297

金子忠史『新版 変革期のアメリカ教育 大学編』(東信堂), 1996 Higher Education Directory (Higher Education Publications) より作成

図1-1 地区基準協会管轄区域一覧

米国地区基準協会管轄区域一覧図



早田幸政訳『大学・カレッジ評価ハンドブック』より

- ムについて、アカレディテーション団体の認定基準に則して点検・評価（self-study）を行い、その結果を点検・評価報告書（self-study report）にまとめ、協会に提出する。
- ② 協会は、大学の規模、性格、または教育プログラム等に応じて、実地視察団（visiting team）を組織する。
 - ③ 実地視察団は、点検・評価報告書をもとに、大学への実地視察を行う。
 - ④ 実地視察団の団長は、視察の結果を実地視察団報告書にまとめ、協会の評価委員会（Commission）に提出する。
 - ⑤ 協会の評価委員会は、実地視察団報告書と大学の点検・評価報告書をもとに、大学をアカレディトするか否かを決定する。
 - ⑥ 協会から大学に対して評価結果が通知される。

4. アクレディテーションの特質

上記のようなプロセスを経てなされるアカレディテーションについて、その特質を次のようにまとめることができよう。

- ① アクレディテーションは、大学の教員を中心とする大学関係者が直接関与して、ボランタリーに行われる行為で、州政府や連邦政府による規制とは一線を画している。
- ② 評価の基準は、アカレディテーション団体が独自に設定する基準である。
- ③ 大学の多様性を尊重し、その設立目的、歴史的背景、教育プログラムの性格等に照らして評価が行われる。
- ④ アクレディテーションは、大学または、教育プログラムが公共の期待する水準を満たしていることを、社会に対して保証する。
- ⑤ アクレディテーションは、通常5年から10年の周期で定期的に行われる。

5. アクレディテーション団体の認定組織

このように、アメリカでは、高等教育機関の水準の維持・向上に、アカレディテーション団体の果たす役割はとりわけ重要なものとなっている。そこで、大学関係者から、アカレディテーション団体についても、一定の基準を設け、その基準に照らして認定をする必要あるとの意見が提起され、アカレディテーション団体間、政府とアカレディテーション団体との連絡調整をはかるための組織として、1975年に中等後教育機関基準認定協議会（Council on Postsecondary Accreditation 以下COPAと略す）が設立された。COPAは、1993年に解散するまで、アカレディテーション団体の認定や種々の連絡調整等の活動を続けていた。COPA解散後は、アカレディテーション団体の認定機能のみを中等後教育機関基準認定委員会（Commission on Recognition of Postsecondary Accreditation 以下CORPAと略す）が暫定的に引き継いだが、1996年にCOPAの正式な後継機関として高等教育機関基準認

定協議会（Council for Higher Education Accreditation 以下CHEAと略す）が発足し、CORPAはその認定機能をCHEAに引き継ぐことをもって、同年解散した。

そこで、以下に、今回の訪問調査に基づいて、このCHEAに関する報告を掲げることとする。

6. 高等教育機関基準認定協議会（Council for Higher Education Accreditation）

(1) 機関の概要

先に述べたとおり、CHEAは、1996年にアカレディテーション団体の認定機関であるCOPAの後継機関として設立された民間団体である。

CHEAの任務は、以下の通りである。

- ① 高等教育に関わるアカレディテーション団体の認定
- ② アカレディテーションを通じて行われるボランタリーな自己規制に対する全般的な支援
- ③ アカレディテーションの改善のための調査・検討、手続の調整
- ④ アカレディテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤ アカレディテーション団体間や、高等教育界における紛争の調停

CHEAの理事会は、15名で構成されており、そのほとんどが大学の学長である。理事の選出方法は、アカレディテーション団体や各種大学団体関係者から理事候補者の推薦を受け、その候補者リストを、会員大学約300校に送付して投票によって行った。

事務局には現在2名のプロフェッショナル・スタッフ（President, Vice President）がいるが、大学や地区基準協会に出張し、アカレディテーションの実務を担当するために、2名程度の増員が予定されている。事務所は、現在仮設のもので、近々移転する予定である。

運営のための予算は、すべて大学からの会費で賄われており、アカレディテーション団体を経由して納入される。年間予算は、150万ドルである。

(2) COPA解散とCHEA設立の経緯

COPAは、教育機関別アカレディテーション団体と、専門分野別アカレディテーション団体を統合し、調整する機関として1975年の創立以来1993年まで活動を続けてきた。その主な目的は、

- ① 全米の中等後教育の質の向上と多様性の促進を支援すること
 - ② アカレディテーション団体をその方針や活動の有効性の観点から認定すること
 - ③ 連邦政府や州の機関に対して、傘下のアカレディテーション団体の公式の代弁者となること
 - ④ アカレディテーション団体相互の連絡調整をはかること
- 等であった。

しかし、ある大学と、地区基準協会の間で、認定基準を巡って紛争が起きた際に、COPAがその調停役になれなかつたこと、この紛争によってこの地区基準協会が連邦政府からの認定を延期されるという事態に立ち至つても、COPAが代弁者としての役を果たせなかつたこと、さらには、多様化した専門分野別アクレディテーション団体の権限紛争が生じるなど、COPAがアクレディテーション団体の代表の役割を果たせなくなつたために、解散することになった。

COPA解散後、奨学金給付資格等の継続の必要性から、アクレディテーション団体の認定機能のみを引き継いだCORPAが、CHEA設立まで活動した。

1992年には、アクレディテーションをめぐってさらに大きな動きが見られた。高等教育法(Higher Education Act)の改正である。アクレディットされた大学の学生に対して貸与される奨学金の返済不履行率が高くなつたために、法改正により、アクレディテーション団体への規制が強化されるとともに、州立の中等後教育監督機関が設置されることになった(ただし、奨学金の返済不履行のほとんどは、学位を授与しない教育機関の学生であった)。

こうした規制強化への危機感と、アクレディテーションをめぐる様々な問題の解決へ向けて、CHEAが設立されることになった。

CHEAは、次の2点でCOPAと相違点を持っている。第1に、COPAがアクレディテーション団体で構成されていたのに対し、CHEAは、大学が直接会員となっている。第2に、COPAがその名称通り、学位を授与しない職業専門学校等も含めて広く中等後教育機関を対象としていたのに対し、CHEAは、学位授与機関のみを対象としている。

CHEAが本格的に活動を開始したのは、1997年になってからであり、アクレディテーション団体の認定は、まだ行っていない(CORPAの認定を受けて、CHEAが公表しているアクレディテーション団体のリストについては、資料1-1を参照されたい)。

(3) 調査の概要

① 今後の活動について

CHEAの今年度の目標は、地区基準協会と専門分野別アクレディテーション団体の声を反映し、これら団体にとっての全米を代表する擁護団体としての地位を確立することにある。具体的には、アクレディテーション団体の認定、特に専門分野別アクレディテーション団体の認定のために基準を設定するという任務がある。今後半年くらいは、各方面の意見を十分に聞くことを中心に据えている。

また、大学の代表者とアクレディテーション団体の連絡調整をはかること、地区基準協会と専門分野別アクレディテーション団体の緊張関係を改善すること、アクレディテーション団体の多様化によって、認定を受ける大学側の負担を軽減すること等の課題もある。従つて、今後数年間は、アクレディテーションのプロセスをいかに改善・向上し、コーディネートして推進を図るかに取り組んでいくことになる。

さらに、具体的なアクレディテーションに関する今日的な課題として、現在2つの課題が

ある。ひとつは、コンピュータを利用した遠隔教育である。遠隔教育は、今後拡充していくと思われるが、そこで提供されるプログラムの質をどうやって維持し、またそれをどう評価するかは、難しい問題である。もう一つは、国境を越えたプログラムの評価をどう行うかである。これらの課題は、早々に取り組む必要があるだろう。

② 連邦政府との関係について

CHEAと連邦政府とは、全く関係はない。ただし、連邦教育省のアクレディテーション担当者とは、常に緊密に連絡を取っている。

アメリカの大学は、連邦政府の管理下にはないが、第二次世界大戦以降、復員軍人の復学への支援を契機として、連邦政府の、大学の質や基準に対する関心は高まった。

1992年の高等教育法の改正による規制については、当時返済不履行の高かつたのが私立の職業専門学校や一部の大学であったため、現在問題は、下火になっている。また、州による監視機関についても、実際に機能しておらず、連邦政府も規制には関心を示していない。

CHEAは、アクレディテーション団体の認定機関という重要な役割を担っているが、その活動は、まだ、緒についたばかりであり、今後の動向を注目していきたい。

CHEA認定団体一覧

1 Regional Accrediting Associations 1996-1997

Middle States Association of Colleges and Schools Commission on Institutions of Higher Education
New England Association of Schools and Colleges Commission on Institutions of Higher Education
New England Association of Schools and Colleges Commission on Vocational, Technical and Career Institution
North Central Association of Colleges and Schools Commission on Institutions of Higher Education
Northwest Association of Schools and Colleges Commission on Colleges
Southern Association of Colleges and Schools Commission on Colleges
Western Association of Schools and Colleges Accrediting Commission for Community and Junior Colleges
Western Association of Schools and Colleges Accrediting Commission for Senior Colleges and Universities

2 National Accrediting Organizations 1996-1997

Accrediting Association of Bible Colleges (AABC)
Accrediting Bureau of Health Education Schools (ABHES)
Accrediting Commission for Career Schools and Colleges of Technology (ACCSCT)
Accrediting Council for Independent Colleges and Schools (ACICS)
Association of Advanced Rabbinical and Talmudic Schools
Association of Theological Schools in the United States and Canada (ATS)
Council on Occupational Education
Distance Education and Training Council (DETC)

3 Specialized and Professional Accrediting Associations 1996-1997

Accreditation Board for Engineering and Technology, Inc. (ABET)
Accreditation Commission for Acupuncture and Oriental Medicine (ACAOM)

Accreditation Council for Occupational Therapy Education
Accrediting Commission on Education for Health Services Administration (ACEHSA)
Accrediting Council on Education in Journalism and Mass Communication
American Association of Family and Consumer Sciences (AAFCS)
American Bar Association (ABA)
American Board of Funeral Service Education

American Council for Construction Education
American Council of Pharmaceutical Education (ACPE)
American Institute of Certified Planners/ Association of Collegiate Schools of Planning
American Library Association (ALA)
American Osteopathic Association
American Psychological Association (APA)
American Speech-Language-Hearing Association (ASHA)
Veterinary Medical Association (AVMA)
Association of American Law Schools (AALS)
Commission on Accreditation/Approval for Dietetics Education (CAADE/ADA)
Commission on Accreditation for Marriage and Family Therapy Education (CAMFTE)
Commission on Accreditation in Physical Therapy Education
Commission on Accreditation of Allied Health Education Programs (CAAHEP)
CAAHEP serves as an umbrella agency for the following 17 separate allied health committees on accreditation.
Committees on Accreditation:
Accreditation Review Committee on Education for the Anesthesiologist's Joint Review Committee on Educational Programs in Athletic American Association of Blood Banks (AABB)
Joint Review Committee on Education in Cardiovascular Technology Cytotechnology Programs Review Committee
JRC-Education in Diagnostic Medical Sonography Joint Review Committee on Education in Electroneurodiagnostic Technology
Joint Review Committee on Educational Programs for the Emergency Medical Technician-Paramedic
Council on Accreditation (American Health Information Management Association) Curriculum Review Board of the American Assoc. of Medical Assistants' Endowment
Accreditation Review Committee for the Medical Illustrator Committee on Accreditation for Ophthalmic Medical Personnel

National Commission on Orthotic and Prosthetic Education (NCOPE)
Accreditation Committee for Perfusion Education
Accreditation Review Committee on Education for the Physician Assistant
Joint Review Committee for Respiratory Therapy Education
Accreditation Review Committee on Education in Surgical Technology
Commission on Dental Accreditation/American Dental Association (CDA/ADA)
Computing Science Accreditation Board (CSAB)
Council for Accreditation of Counseling and Related Educational Programs (CACREP)
Council on Accreditation of Nurse Anesthesia Educational Programs (COA)
Council on Education for Public Health (CEPH)
Council on Optometric Education
Council on Podiatric Medical Education (CPME)
Council on Rehabilitation Education (CORE)
Council on Social Work Education (CSWE)
Foundation for Interior Design Education Research (FIDER)
Joint Review Committee on Educational Programs in Nuclear Medicine Technology (JRCNMT)
Joint Review Committee on Education in Radiologic Technology (JRCERT)
Landscape Architectural Accreditation Board
Liasion Committee on Medical Education (LCME)
Association of American Medical Colleges (AAMC)
American Medical Association (AMA)
National Accrediting Agency for Clinical Laboratory Science (NAACLS)
National Architectural Accrediting Board, Inc. (NAAB)
National Association of Schools of Art and Design (NASAD)
National Association of Schools of Dance (NASD)
National Association of Schools of Music (NASM)
National Association of Schools of Public Affairs and Administration (NASPAA)
National Association of Schools of Theatre (NAST)
National Council for Accreditation of Teacher Education (NCATE)
National League for Nursing Accrediting Commission (NLNAC)
National Recreation and Park Association (NRPA/AALR)
Society of American Foresters
The Council on Chiropractic Education (CCE)

(このCHEA認定団体一覧は、CHEAのホームページから作成した。)

はじめに

本章では今回の調査で訪問した諸機関のうち、3つの地区基準協会における調査をもとにアメリカにおけるアcreditation・プロセスとそこにおけるスタッフの役割について報告を行うこととする。

以下、各地区基準協会の概要と事務局スタッフの構成を概観した後、実地視察、結果の公表とその後の資料保管の方法、数量的基準に対する認識、会員大学と評価者に対する研修、などの項目ごとに3つの協会を適宜比較しながら報告を行っていくこととする。

1. 各地区基準協会の概要

今回の調査で訪問したのは、北中部地区基準協会高等教育機関評価委員会 (The North Central Association of Colleges and Schools, Commission on Institutions of Higher Education)、ニューイングランド地区基準協会高等教育機関評価委員会 (The New England Association of Schools and Colleges, Commission on Institutions of Higher Education)、中部諸州地区基準協会高等教育評価委員会 (The Middle States Association of Colleges and Schools, Commission on Higher Education) の各事務局である。これら各機関の概要は以下の通りである。

(1) 北中部地区基準協会高等教育機関評価委員会

北中部地区基準協会（以下、NCAと略す）は初中等および中等後教育機関を会員とする非営利的・自発的な組織として1895年に設立された団体で、評価（evaluation）とアcreditation（accreditation）を通じて各機関が提供する教育水準の維持向上に努めることを目的としている。NCAは今回訪問した高等教育機関評価委員会と初中等教育機関を対象とする学校評価委員会（Commission on Schools）とから構成されており、後掲表2-1のような19州にわたる地域にある教育機関ならびに国防省が管轄する学校および先住民族ナヴァホ族の学校（Navajo Nation School）を対象に活動しているが、高等教育機関評価委員会の場合、会員校数約1000校で上記19州にある高等教育機関の83%が同評価委員会のアcreditationを受け会員として加盟していることになる。同委員会が担当した1997/98年度におけるアcreditation関連の活動は約200件であり、そのうち120件が包括的実地視察（comprehensive accrediting visit）、残りの80件が、「形状変更」にともなう実地視察となっている。

同評価委員会の主な財源は、会員からの年会費収入・会費は、その大学の規模に応じて額が異なる（約200万ドル）と実地視察の手数料として各大学に課される料金の約200万

ドルであるが、後者のうち150万ドル程度が実地視察団に支払われることとなる。視察団のメンバーに対して報酬を支給するのはN C Aの特徴のであるが、メンバーには、1日につき150ドル、視察が3日間であれば450ドル支給され、団長にはそれに加えて実地視察1回について300ドルが支給されることとなっている。なお、各大学に課される実地視察手数料は、その大学の規模などにしたがって請求する費用があらかじめ決められているため、必ずしも実費に基づかない点も他の2つの協会と異なっている。

(2) ニューアイラン地区基準協会高等教育機関評価委員会

ニューイングランド地区基準協会（以下、NEASCと略す）は1885年に設立された団体で、今回訪問した高等教育機関評価委員会および、公立初等学校評価委員会（Commission on Public Elementary Schools）、私立学校評価委員会（Commission on Independent Schools）、公立中等学校評価委員会（Commission on Public Secondary Schools）、職業技術教育機関評価委員会（Commission on Technical and Career Institutions）の5つの評価委員会から構成されている。NEASCは後掲表2-1のような6州にわたる地域にある教育機関を対象にして活動しているが、高等教育機関評価委員会の場合、会員校は約200校で当該地域にある高等教育機関の78%が同評価委員会のアクレディテーションを受けて加盟していることとなる。

1年間のアクレディテーション関連活動の件数は約120件程度で、これらを年間4回の評価委員会において処理している。その活動には包括評価（comprehensive evaluation）が20～40校あるほか、限定評価（focused evaluation）、包括評価の中間に提出が義務づけられている中間報告（interim report）や特定の大学に対してある項目に関して提出が義務づけられるプログレス・レポート（progress report）の検討、何らかの形状変更や苦情が生じた大学についての検討、などが含まれる。同評価委員会の主な財源はやはり年会費収入で約75万ドル程度となっており、そのほとんどが職員の入件費に充てられている。実地視察団のメンバーはボランティアで報酬は一切渡されることなく、交通費や宿泊費の実費を大学側が負担することになっている。

(3) 中部諸州地区基準協会高等教育評価委員会

中部諸州地区基準協会（以下、MSAと略す）は初中等および中等後教育機関を会員とする非営利的・自発的な組織として1887年に設立された団体で、高等教育評価委員会および、初等学校評価委員会（Commission on Elementary Schools）、中等学校評価委員会（Commission on Secondary Schools）の3つの評価委員会から構成されている。今回訪問した高等教育評価委員会は1919年にMSA内に設置され、会員校が開発した基準に基づく評価とアクレディテーションを行うとともに、様々な方法で各会員校による教育プログラムと学生へのサービスの改善を支援することなどを目的としている。MSAは後掲表2-1のような5州にわたる地域およびペルト・リコ、ヴァージン諸島、パナマ運河地

表2-1 各地区基準協会の活動対象となる州の高等教育機関及び認定校

地区基準協会名	州名	高等 教育 機 関 数						認定校数	認定率
		2年制私立	2年制公立	4年制私立	4年制公立	私立合計	公立合計		
北中部地区 (NCA)	Arizona	15	19	11	4	26	23	1	50
	Arkansas	2	20	10	10	30	30	1	43
	Colorado	15	15	16	15	31	30	3	64
	Illinois	13	49	92	12	105	61	6	172
	Indiana	14	15	39	13	53	28	2	83
	Iowa	4	18	36	3	40	21	3	64
	Kansas	3	18	18	12	21	30	0	51
	Michigan	5	29	47	15	52	44	1	97
	Minnesota	16	26	34	11	50	37	2	89
	Missouri	11	17	56	13	67	30	3	100
	Nebraska	5	7	15	7	20	14	2	36
	New Mexico	1	14	6	7	7	21	0	28
	North Dakota	6	5	4	6	10	11	1	22
	Ohio	34	37	65	24	99	61	1	161
	South Dakota	3	5	10	6	13	11	1	127
	West Virginia	7	3	10	13	17	16	2	22
	Wisconsin	5	17	30	13	35	30	1	35
	Wyoming	1	7	0	1	1	8	0	60
	合計	160	321	499	185	659	506	30	992
国内の他の地域									
ニューイングランド地区 (NEASC-CIHE)	Connecticut	5	12	18	8	23	20	1	44
	Maine	5	6	12	8	17	14	1	32
	Massachusetts	13	16	75	14	88	30	2	120
	New Hampshire	4	7	11	5	15	12	1	28
	Rhode Island	0	1	8	3	8	4	0	12
	Vermont	4	1	15	5	19	6	1	26
	合計	31	43	139	43	170	86	6	262
中部諸州地区 (MSA)	Delaware	0	3	4	2	4	5	1	10
	District of Columbia	0	0	15	3	15	3	0	18
	New Jersey	4	19	23	19	27	38	2	67
	Maryland	4	20	23	15	27	35	2	67
	New York	50	42	160	43	210	85	4	299
	Pennsylvania	77	34	98	28	175	62	2	239
	合計	135	118	323	110	458	228	11	697
国外の他の地域									
国外の管轄地域									
（国外の管轄地域）	ペルト・リコ、ヴァージン諸島								
中央及び西アジア、アフリカ									
パナマ運河地帯、ヨーロッパ									

帶にある教育機関を対象に活動しているが、高等教育機関評価委員会の場合、会員校数約500校で当該地域にある高等教育機関の71%が同評価委員会のアcreditationを受けて会員として加盟することになる。同委員会が担当するアcreditation関連の活動はアcreditation候補校 (candidacy for accreditation) になるための評価、アcreditationを受けた大学に対する5年ごとあるいは10年ごとの定期的な再評価 (review) とその際何らかの問題がある場合に提出が義務づけられるフォローアップ・レポート (follow-up report)、さらには何らかの変更や問題が生じた場合の評価など、さまざまなものがあり、年間の件数が必ずしも一定していないが、平均すると会員校の10分の1程度、件数でいえば50~80件程度となっているようである。

同評価委員会の主な財源はやはり年会費収入が中心で、約150万ドル程度となっている。また、実地視察団のメンバーや会員大学の研修を行うようなワークショップなどは独立採算で実施されている。実地視察の費用についてはニューイングランド地区と同様、実費のみを大学側が負担することとなっている。

2. 事務局スタッフの構成と資格要件

NCAの事務局は1名のエグゼクティブ・ディレクター (Executive Director) と5名のアソシエート・ディレクター (Associate Director) という6名の専門職員と、13名のサポート・スタッフ (support staff) で構成されている。このうち、アソシエート・ディレクターのグループは、さまざまな分野において博士の学位をもち、大学の教員や管理運営職員 (administrator) といった職歴をもつ者の集団である。これは、職業技術教育系の学校から大学院まで幅広い高等教育機関を対象にアcreditationの実務を行っていくためには、さまざまな学問分野に関する知識や大学における多様な職業経験を持っているスタッフの集団が必要だと考えられているからである。このアソシエート・ディレクターが1人180~200の大学を担当し、担当大学を訪問したり、当該大学関係者と文書のやりとりをしたりしてその大学が行っている実地視察にむけての準備を支援するほか、ディレクターとともに、評価に関わる実地視察団のメンバーやアcreditationに関わる意思決定を行う評価委員会に対して緊密な連絡調整と適切な情報提供を通じてその活動を側面から支援している。このように、専門職員の基本的役割はアcreditation活動の円滑化を支援する業務が中心となっている。一方、サポート・スタッフは直接アcreditationの作業に関わっているわけではなく、財務会計 (business officer)、広報、会議・研修などのアレンジ、公式記録・資料の保管・整理、あるいは事務局の日常の運営 (running) などの業務に従事している。

NEASCの事務局は1名のディレクター (Director) と自己点検 (self-study) 担当および評価 (evaluation) 担当の2名のアソシエート・ディレクター (Associate Director) からなる専門職員と3名の秘書で構成されている。スタッフ全員が高等教育機関に在学あ

るいは在職経験を持ち、さらに専門職員については歴史や英文学の博士の学位をもち、大学における教育および管理運営関係の職歴を有している。NEASCではアソシエート・ディレクターが分担して大学と対応するのではなく、アcreditationに関わる一連の活動を各大学が行う自己点検活動と評価委員会側が行う評価活動とに分けて担当しているが、やはりアcreditation活動の円滑化をその基本的役割として期待されている。

MSAの事務局は1名のエグゼクティブ・ディレクター (Executive Director) と6名のエグゼクティブ・アソシエート・ディレクター (Executive Associate Director)、1名のアソシエート・ディレクター (Associate Director) という専門職員と8名のサポート・スタッフで構成されている。このうち、専門職員は博士号の学位をもち、大学における教育や経営に携わっていた経験をもっている。これらは資格要件ではないが、そのような経歴から生じてくる信用のようなものが必要だと考えられている。

エグゼクティブ・アソシエート・ディレクターのうち4名は会員大学をそれぞれ120~130校程度づつ担当し、担当大学の自己点検・評価活動の計画段階からアcreditation認定後提出される各種報告書の検討まで、継続的に関わりを持って協力し、指導していくという仕事をしている。そのほかに、学生の学習成果の評価、遠隔教育といった個別の問題に対応してタスクフォースをつくり、報告書をまとめあげていく政策担当者 (policy person)、年次報告書やニュースレターなどの出版、各会合、会議、年次総会等のアレンジ、それらのミーティングで提供される各種の研修 (トレーニング) の運営などを担当する広報 (public relation) 担当者がいる。なお、現在、コンピュータ関係と各種リサーチを担当する職員を求人中である。

また、その下に財務、アcreditation候補校への申請窓口、関係団体との会議のアレンジなどを担当しているアソシエート・ディレクターがいる。

各協会の専門職員に共通する役割は、各大学の自己点検活動の計画段階から関わって、その活動をサポートするとともに、評価委員会や実地視察団に対して適切な情報提供と意見具申 (recommendation) を行うことにより、その評価活動を円滑化することにある。なお、アメリカではこの20年間、アcreditationに従事すること自体が1つの専門職として確立しつつあり、アcreditation団体での職歴をもつものが大学から要望されるようになってきている。そのため、事務局スタッフも、大学から転職てきて、一定期間勤務し、また大学に戻るということが非常に多くなっている。これは、各大学がアcreditationを受ける際に、アcreditationの専門家がそれに携わることで、当該大学の水準を高めるというアcreditationの目的が十分達成されることにもつながると考えられているためである。

3. 地区基準協会事務局専門職員の役割

(1) 初めてアcreditationを申請する大学への対応

ある大学が初めてアcreditationを受けようとするときに、その申請の可否を判定することが各協会事務局専門職員に共通の役割となっている。ここでは、そのような大学が提出すべき書類と判定のプロセスを整理する。

NCAの場合、申請を希望する大学は、「加盟共通要件」(General Institution Requirement)を満たしているかどうかについての当該大学の回答書を提出することとなる。この「加盟共通要件」は全会員大学の意見をふまえて評価委員会が制定したもので、申請大学がすべての大学に共通する基本的要件として機能しうるような普遍的なものを備えており、認定申請をする準備が十分できているか、を確認するためのものである。したがって、その内容は大学の質に関わるようなものではなく、例えば、その大学は政府機関から開設と運営の認可を受けた教育機関であるか、といった事実関係を確認するために、理念(mission)、許認可(authorization)、管理運営(governance)、教員組織(faculty)、教育課程(educational program)、財政(finance)、情報公開(public information)という領域について24項目のはい／いいえで答えられるような質問で構成されている(NCA, Handbook of Accreditation 1994-96, September 1994, pp20-27)。

申請希望大学が提出した書類はアソシエート・ディレクターの1人が分析し、その報告を他のアソシエート・ディレクターに行う。そのうえで、申請希望大学から提出された書類が申請の可否を判断するのに十分であるか、その大学が自己点検・評価を開始し、実地視察を受けられるかどうかをアソシエート・ディレクター全員で判断している。なお、申請希望大学が書類を提出してから必要であれば追加資料の提出を求めるなど当該大学と連絡をとりつつ、申請の可否を判断するまでに、通常2年の期間を要する。

このようなプロセスは実は規程化されているわけではなく、NCAのアcreditation・プロセスの発達とともに形成されてきたものである。かつては、評価委員会だけが実地視察の可否や日程を決定していたが、それは評価委員会の意思決定に対して適切な意見具申をするスタッフが不足していたからであった。しかし、最近になってようやく専門職員が意思決定機関に対する意見具申を通じて意思決定に参画する権限が与えられるようになったということである。

NEASCの場合、申請希望大学が提出する「加盟前提条件」(requirements of affiliation)に適合しているかどうかについての報告書(Report of Eligibility)を専門職員が検討し、必要であれば同報告の内容確認のために訪問を行ったうえで申請の可否と実地視察団の派遣の日時を決定する。その後大学は自己点検報告書の作成にとりかかるが、作成段階においても次項のように専門職員の支援を適宜受けることが求められている。なお、「加盟前提条件」はNCAの「加盟共通要件」同様、認定申請をする資格の有無を確認するためのもので、理念、教育課程、学位授与、情報公開、許認可、管理運営、財政などの領域について16項目の要件が設定されている(NEASC, Candidacy for accreditation, 1996, pp9-13)。

MSAの場合、新規にアcreditationの申請をする大学はほとんどないのが現状

であるが、申請希望が出された場合には、まず「申請前審査」(Pre-application Review)が行われる。そこでは「加盟適格要件」(eligibility requirements)に対する当該大学の状況説明と補足資料をもとにまず専門職員が検討し、「申請前審査」の継続の可否を決定する。継続される場合は専門職員が当該大学を訪問して今後の手続きや基準についての説明を行う。その後、大学からの提出書類と専門職員からの報告書をもとに審査を担当する委員会の議を経て、評価委員会が認定申請に必要な要件を満たしていると判断すれば、大学は正式な認定申請を行うことになる。なお、「加盟適格要件」も基本的な性格は他の協会のものと同様で、許認可、理念、管理運営、財政、教職員組織、教育課程、図書館およびその他の情報資源、学生サービス、施設設備、入学、情報公開などの領域について16項目の要件が設定されている(MSA, CANDIDACY for Accreditation, June 1994, pp2-4)。

このように申請希望大学の申請の可否については、いずれも基本的に書類による審査で判断されている。ただし、規程化されているかどうかはともかくNCAとNEASCでは専門職員が実質最終的な判断を行っているのに対して、MSAでは必ず評価委員会が最終判断を下すという違いが見られる。

ところで、NCAとNEASCにおいては、初めて協会による認定(affiliation)を受ける申請をする場合、通常は認定候補校(candidacy)の認定申請を行うが、設置後の歴史が長い大学などの場合は直接アcreditationの認定申請をすることもできる。どちらの認定を受けるかは協会事務局専門職員と相談の上選択することになるが、MSAにおいては、認定候補校の申請をすることしかできない。その後、MSAが任命するコンサルタントの指導のもと、5年間の猶予期間を経て正式に認定校となるという手続きをとる。ただし、MSAの場合この認定候補校であっても連邦政府の奨学金を受けることが可能である。

(2) 実地視察前における大学への対応

前項の手続きを経てアcreditation申請の許可を得た大学および2回目以降のアcreditationを申請する大学の自己点検活動と協会の行う実地視察が有益なものとなるためには、実地視察前における専門職員の適切な支援活動が不可欠である。ここでは、そのような実地視察前における申請大学に対する専門職員の活動を整理する。

NCAの場合、各大学には自己点検報告書の草案をもって事務局に来ることが要請される。そして、実地視察のための書類である自己点検報告書の改善にむけてのアドバイスをするため、専門職員が草案を読んで訂正などがあればそれを書面にまとめて通知する。これは義務づけられているわけではないが、1回目の申請の場合には極力草案を提出するよう要請されている。また、2回目以降の再認定申請を準備している大学に対しては、希望があれば専門職員が訪問し、教職員とともによりよい自己点検プロセスの形成にむけての支援活動も行っている。この支援活動は大学側からかなり頻繁に要請されているようである。なお、申請にむけて準備を行っている大学に対しては、研修機会としての年次総会(後

述)への出席が呼びかけられている。

N E A S Cの場合、前述の自己点検担当の専門職員が申請大学を訪問して自己点検に関するワークショップを実施して評価委員会の基本方針やアクレディテーション・プロセスについて話し合うほか、自己点検報告書の草案作成段階から関わって報告書の内容を把握するとともに、アクレディテーション認定にむけた報告書の書き方の指導を行っている。また、年1回、2年以内に申請する大学を対象にしてワークショップを開催し(後述)、報告書の作成方法やアクレディテーション・プロセスに関する研修を行っている。

M S Aの場合も、各大学を担当するアソシエート・ディレクターが担当大学を訪問して自己点検と実地視察のプロセスについて大学側と話し合いの機会をもっている。また、訪問後は電話等で大学側からの質問や相談を受けて担当大学の自己点検活動を支援する一方、提出された自己点検報告書をあらかじめ検討し、何か特に問題があつたり、今までにない違ったものが出てきたりした場合には、他の専門職員とも相談のうえ意見書をとりまとめて、当該報告書を検討する委員会に上程することになる。

2回目以降の認定にあたっては、実地視察の約2年前に実地視察の実施が予告され、自己点検報告書と実地視察にむけての準備に対する担当職員の支援活動が行われることについては3つの協会に共通しているようである。しかし、活動対象としている地域の広狭によって、担当職員が大学からの要請に応じて訪問するところと(N C A)、申請予定大学を必ず訪問するところ(N E A S C、M S A)に分かれようである。

(3) 実地視察後における役割

今回訪問した3つの地区基準協会では実地視察団による実地視察に事務局の専門職員が同行することは基本的にないが、必ず専門職員が同行する地区基準協会もあるということである。しかし、自己点検報告書が完成してから実地視察が終わるまで、事務局が積極的に関わることはないと想定される。そこで、本項では実地視察後における専門職員の役割を整理する。

N C Aの場合、実地視察団報告書の草案に、①「加盟共通要件」と5つのアクレディテーション基準を満たしているか、②基準を満たしている状況が今後も継続して維持されるか、という点に関して事実に基づいた記述がなされているか、また、当該大学の評価に関する実地視察団としての結論(recommendation)が草案の記述に基づいているかどうかを専門職員が確認している。同時に報告書の草案は、事務局だけではなく、申請大学にも送付され、事実誤認がないか確認してもらい、もしあれば訂正する機会が与えられる。実地視察団報告書に実際に目を通すのは評価委員会だが、その報告書は申請大学が、自ら改善する方法を学ぶ手段であるべきだと考えられているため、報告書における現状に関する記述と、当該大学が現在直面している課題に対する今後の方策についての率直かつ明確な記述とのバランスがとれているかどうか事務局としても注意しているということである。

N E A S Cの場合、実地視察団報告書の草案が明確に書かれているか、必要な情報が十

分含まれているかを専門職員がチェックし、エグゼクティブ・ディレクターがそれに関するコメントを付して団長に返送している。

M S Aの場合、基本的に事務局は実地視察団報告書の内容については介入しないことになっており、申請大学に事実誤認がないかを確認するための連絡をとり、もし間違いがある場合には団長に対して修正を要請している。

このように、事務局を通して実地視察団報告書の草案が申請大学に送られて事実誤認がないかチェックを受けることは3つの協会のアクレディテーション・プロセスに共通するものである。ただ、N C Aでは実地視察団報告書草案の検討が専門職員の役割の中でも非常に重いものだと認識されているのに対し、M S Aでは極力関与をさけているというように、事務局の役割に対する考え方には違いがあることがわかる。

(4) その他の役割

実地視察の後、評価委員会においてアクレディテーションの認定の可否が決定されることになるが、評価結果が出された後も協会と大学との関係は継続するため、それに付随する専門職員の役割が派生することになる。

N C Aの場合、実地視察団は訪問するのに先立ち、まず前回の視察団報告書に目を通し、単に現在においてアクレディテーション基準を満たしているかどうかを評価するだけでなく、前回の報告書に示されたアドバイス、コメント、提案などを当該大学が深刻にうけとめ、改善しているかどうかについても評価することが求められている。また、実地視察団は必要に応じて次の包括的実地視察までに特別報告書の提出や限定的実地視察の実施、10年未満の期間における次の包括的実地視察の実施を、視察団の結論として評価委員会に提示することができる。それが評価委員会でも認められた場合、専門職員は特別報告書の作成や限定的実地視察に対する支援活動を行うことになる。さらに、包括的評価の後でカリキュラムの変更や、授与する学位の増加、キャンパスの新設、といった変更が生じる場合、変更の種類によっては、変更検討部会(evaluators panel)における書類審査のみで処理されるものや、専門職員から評価委員会にその承認を意見具申するものもある。いずれにしても何らかの変更を計画している大学はあらかじめ書面を提出することが求められる。ただし、これらの変更に関する処理手続きは、大学が比較的安定し、あまり変更がない時代に形成されたものであるため、大学内部の事情や州政府からの要請に基づいて非常に速いペースで変更が行われている今日では、変更に対して即対応、即決定できるような処理手続き、方法を開発することが課題の一つとなっている。その際、専門職員が改善改革を促したり、変更の計画段階から可能な限り参加していくといったことも必要だと考えられているようである。

M S Aの場合、アクレディットされた大学は5年ごとの定期的なレビューを受け、その結果によっては、アクレディテーションの地位を失う場合がある。このレビューは実地視察団を派遣するわけではないが、自己点検に基づいてアクレディットされてから何か進歩

が見られるか、将来計画がどうなっているか、といった点が評価されるものである。

なお、評価委員会がある大学について重大な問題を認めた場合には、フォローアップ・レポート提出の要請、アクレディテーションの地位を保持するために必要な改善を要する点に関する警告、実地視察団の派遣といった措置がとられることになるが、各大学に問題が生じているかどうかを最初に検討するのが各大学を担当するアソシエート・ディレクターの役割となる。

このように専門職員はアクレディテーションを受けた大学が次の包括的実地視察を受けるまでの間、当該大学をモニタリングし続けるという重要な役割を果たしている。それにより大学と評価委員会との関係を保持していくことが期待されている。また、アクレディテーション・プロセスを進めていく中で、時代の進展とともにアクレディテーションのための諸基準や提出するデータ、アクレディテーションに関わる基本方針（policy statement）の内容などの決定・改訂が必要となる場合、専門職員が新規の決定・改訂案を作成して評価委員会に提言し、評価委員会が認めた案を会員校の承認を経て評価委員会が最終決定をするという手続きをとっているようである。このようなプロセスの中で実質的な決定・改訂作業を行うことも専門職員の役割となっている。

以上、アクレディテーション・プロセスの中で事務局の専門職員が果たしている役割を概観してきた。ここでは、専門職員が担当する大学の自己点検活動の計画段階から関わりをもち、次回のアクレディテーション認定申請に至るまで継続的に担当大学の自己点検活動をもとにした改善・改革への取り組みに対する支援活動を行っていることがわかった。一方で、専門職員は本節「(3) 実地視察後の役割」でも触れたように実地視察団に対する支援活動も行っている。このような役割については次節以降において適宜触れることとなる。

4. 実地視察団の編成をめぐる諸問題

(1) 実地視察団の規模とその規定要因

各協会とも実地視察団を派遣する場合、2泊3日程度の日程でその大学が持つすべてのキャンパスに対して同時に実地視察が行われるため、視察団の規模は大学によってかなり違っているようである。ここでは各協会の実地視察団の規模とその規定要因を見ていくこととする。

NCAの場合、包括的実地視察を行うために編成される実地視察団の規模は、これまでの実績で最小4人、最大23人となっている。実地視察団の規模は、アクレディテーションを申請する大学の学生数、キャンパスの数、提供する教育プログラムの種類などにより決定される。すべてのキャンパスに対して同一日程で実地視察を行うため、特にキャンパスが分散している場合に実地視察団の規模が大きくなる傾向にある。これまで最大規模

の実地視察団となった研究大学であるオハイオ州立大学の場合、5つの分校に対してそれぞれ4人程度づつ同じ日程で視察を行ったため、23人という規模になったが、通常の実地視察団の規模は4人から8人となっている。

NEASCの場合、これまでの実績で見ると、学生数200人程度の単科大学では3人、マサチューセッツ工科大学やマサチューセッツ大学といった総合大学では各大学の事情によって異なるが、10人から12人程度の規模の実地視察団が派遣されている。

MSAの場合、アクレディテーションを受ける大学の規模とキャンパスの数、さらには当該大学がその活動のどの部分に重点をおいて評価してほしいかというニーズに応じて実地視察団の規模が変わることになる。典型的な規模は7人だが、過去最大の実地視察団はプランチ・キャンパスを多くもつペンシルバニア州立大学に対するもので20名規模の視察団が派遣されたということである。なお、今後はコスト削減のためにマルチメディアを利用したビデオカンファレンスの導入などの活用も検討していきたいということであった。

このように実地視察団の規模は大学によって異なっているが、その最大の要因は実地視察の対象となるキャンパスの数とそれがどの程度広範に分散しているかということであって、提供している教育プログラムや研究されている学問分野の数や種類はそれほど大きな要因とはなっていないようである。専門分野別のアクレディテーション団体があるアメリカでは、当該大学で提供されているすべての教育プログラムを評価できる専門家が必ずしも実地視察団に含まれるわけではないからである。また、MSAでは各大学のニーズが規模の決定要因の1つに挙げられたが、これは当該大学が一定の条件を満たしていれば2回目以降のアクレディテーションを包括評価ではなく可能な限り各大学がもっとも必要とする部分に関する限定評価にしていくとする同協会の基本姿勢を反映しているものである。

(2) 実地視察団の編成方法と基本構成

本項では、実地視察団の編成方法とその基本構成を見ていくこととする。

NCAの場合、会員校の教職員でアクレディテーションの目的や評価基準などに関する研修を受けたものを900名程度メンバー候補者として確保しており、その中から事務局の専門職員の責任で実地視察団のメンバーを選考している。選考にあたっては申請大学の種類、候補者個々人の大学における教育や管理運営経験、労働関係や学生問題といった特別な専門知識、などが考慮されるが、申請大学に学生や教職員として在籍経験のある場合はメンバーとして選ぶことはないようである。

NEASCの場合、実地視察団のメンバー候補者が600名から700名確保されている。この候補者の中から専門職員のもとで視察団のメンバーが選ばれることになる。その際、候補者個人の資格と経験を考慮する一方で申請大学が研究大学であれば他の研究大学から、コミュニティ・カレッジであれば他のコミュニティ・カレッジからメンバーを選考することで同僚評価（peer evaluation）が可能な実地視察団を構成できるように配慮している。

一般的な実地視察団は、団長(chairman)にチーフアカデミックオフィサー(chief academic officer)の経験者をあて、財務、管理運営、学生に対するサービス、図書館に関する評価が可能なものの、教員といったメンバーで構成される。また、例えば生涯教育のプログラムが中心となっている大学についてはその分野の専門家も加わることになる。

MSAの場合、実地視察に限らずさまざまな委員会活動その他の協会の活動に協力するために会員大学の学長から推薦され、本人の協力の意志が確認されたボランティアが4000人確保されており、実地視察に関する研修を受けたものの中から視察団のメンバーが選考されることになる。通常包括的実地視察団には、財政、学生関係、図書館業務の専門家が必ず含まれているし、今後は学生のアトウカムアセスメントの専門家もMSAの行う研修を通じて養成し、視察団に加えていきたいということであった。また、申請大学は特定の個人を指名できないものの、所属大学のタイプや特に希望する評価分野の要望を事務局に提出することができる。担当するアソシエート・ディレクターはこのような要望に加えて前述のように必ず視察団に加えるべき専門家を考慮しつつ視察団のリストを作成することになる。その際、学生獲得において競合関係にあるような当該大学が存在する州、あるいはそれに隣接する州にある大学からはメンバーに加えないこととしているようである。なお、特に評価を希望する分野について同協会が活動対象としている地区内に適切な人材がない場合には、他の地区基準協会に依頼して探してもらい、申請大学が旅費等を負担することを条件にメンバーに加えることになる。

このように大学全体の評価を行うことから、提供される教育プログラムの専門家よりも管理運営、財政、学生問題、図書館といった分野の評価が可能なものが中心となって実地視察団は構成されているようである。したがって、申請大学が単科大学であればその分野の専門家がメンバーに加えられるが、大規模な研究大学であって多くの教育プログラムを提供している場合はそれぞれのプログラムに対応してメンバーが構成されるわけではなく、個々の教育プログラムが細かく評価されるわけではない。また、実地視察団には大学全体を評価する役割と同時にコンサルタント的な役割も期待されていることから、新しい教育プログラムの準備、財政状況の改善、学生数の増加といった個々の課題に対するアドバイスができる人を申請大学からの要請を受けてメンバーに加えることは行われているようである。

なお、各協会ともメンバー候補者のデータをコンピュータ管理している。例えばNEASCの場合、氏名、所属機関・役職、連絡先、履歴といった基本的情報のほか、自己点検および評価活動に関する経験、アクレディテーション基準のうち評価担当が可能な項目、評価担当が可能な学問領域、アクレディテーション・プロセスの中で自己の経験が活かせると考えられる領域などについても規定の用紙に記入の上提出してもらっている。このようなデータに実地視察における他のメンバーからの評価を適宜加えてデータの充実を図っているようである。

(3) 実地視察団編成案に対する申請大学からのアピール

このようにして選考された実地視察団の編成案は正式に決定される前に申請大学に送付され、当該大学は編成案に対してアピールを行うことができる。

NCAの場合、例えばメンバーの中に当該大学に就職を希望したが雇用されなかったというようなものが含まれていた場合、評価を阻害する偏見を生ずる原因ともなりうるので、大学はメンバーの拒否を申し立てることができる。そのアピールが妥当であれば、メンバーを変えることもあるが、事務局側にはそれを却下する権限もある。また、申請大学から選考理由について質問があれば専門職員が説明することになっている。いずれにせよ、事務局が考えるよい視察団と大学側が考える客観的な視察団との間で妥協点を見いだすための手続きが保証されるとともにそれにむけての努力が払われている。

NEASCの場合、申請大学の意見を極力尊重することにしており、例えば学生獲得などで競合する大学からメンバーを選んでいるといったアピールがなされれば、事務局と当該大学とで協議のうえ、メンバーの交替をすることがある。しかし、あくまでメンバー選考は事務局主導で行われるため、申請大学が個人名を挙げてメンバーに加えるよう要求することは認められていない。

MSAの場合、提示された編成案を拒否する権利が大学にあり、その場合、拒否する理由を述べる必要はない。拒否された場合には事務局で再構成して新しい編成案を送付することになっている。

このように事前に実地視察団のメンバーが申請大学に提示されることで、評価の客観性が損なわれるとの懸念については、各協会とも視察後に視察団メンバー全員から他のメンバーに対する評価報告を受けることにより回避されると考えられているようであるし、客観的な評価の前提として、事務局と申請大学の双方が客観的だと認めうる視察団の編成が必要だと考えられているようである。

また、このようなオープンな手続きで視察団編成を行う意義についてMSA専門職員の一人は、アクレディテーションが大学を捜査しに行くのではなく、その大学を改善するために共同して働くという考え方に基づいていることを指摘していた。特にMSAでは、基本的要件を満たしていれば2回目以降の包括的評価はむしろ奨励されることなく、アクトカム・アセスメントや遠隔教育といった当該大学が改善・開発すべき点に集中的に努力を注げるような限定評価が奨励されているため、そのような努力にもっともふさわしいと事務局および大学が認められる視察団編成のためにも事前の公開が必要だとの説明もなされた。

5. 専門分野別アクレディテーション団体との合同実地視察

アメリカには地区基準協会のほか専門分野別のアクレディテーション団体があるため、大学は複数のアクレディテーション団体の実地視察を受けるために同様の準備を何度も繰

り返すことになる。大学にとっては同一日程で複数の団体が合同して実地視察団を派遣することができる、大学側の作業の効率化にもつながる。本節ではこの点についての各協会の考え方を見していくこととする。

NCAの場合、専門分野別アcreditation（アクレディテーション）団体と合同で実地視察を行うのは、申請大学が美術や音楽などごく限られた専門分野に関する教育を行っている場合で、当該大学が両方の視察団が同時にくるように日程を調整した場合に結果的に合同の視察団を派遣することになる。しかし、評価を受けるために何度も同じような準備をするという大学側のことになる。しかし、評価を受けるために何度も同じような準備をするという大学側の手間を簡素化するためにアcreditation（アクレディテーション）団体どうしが共働（collaboration）していくことの意義が増していると同時にアcreditation（アクレディテーション）団体にかかるそのような圧力が高まりつつあると認識されている。

NEASCの場合も同様に、単科大学からの要請があれば専門分野別アcreditation（アクレディテーション）団体の実地視察にあわせて、こちらも派遣するが一緒に作業をするのではなく、それ個別に作業をしている。

一方MSAでは、従来から申請大学の要請に基づいて合同の視察団を派遣していたが、1年前に専門分野別アcreditation（アクレディテーション）団体との合同実地視察に関するタスクフォースをつくりて検討を重ねてガイドラインを作成し、パイロット・プロジェクトとして試験的を実施している。プロジェクトの最終目標は、アcreditation（アクレディテーション）を受ける大学の負担を軽減であり、1つの点検報告書を作成し、1つの（合同）実地視察団で1つの実地視察団報告書を（すべてのアcreditation（アクレディテーション）団体評議会に）提出することにおかれている。もちろんそれぞれの団体のみに関する部分については、別紙の添付資料という形態が想定されているようである。

このように、機関別と専門分野別のアcreditation（アクレディテーション）団体の関係に対する認識については、3つの協会でかなり異なっている。NCAとNEASCはどちらかといえば消極的なもののNCAはアcreditation（アクレディテーション）団体の共働への圧力を十分意識している。また、MSAでは全米のアcreditation（アクレディテーション）団体同士の理解と協力を深めることでアcreditation（アクレディテーション）活動の効率化を図っていくような方策を検討し、実験段階とはいえすでに実施している。

6. 評価における数量的な基準に対する考え方

アメリカの地区基準協会のアcreditation（アクレディテーション）基準を見る限り数量的な基準は見あたらない。調査前においては公表されているアcreditation（アクレディテーション）基準にはともかく協会の内規等で数量的な目安を設けているのではないかとの予測もあったが、3つの協会すべてが実際そのような目安も設けていなかった。そこで本節では、評価における数量的な基準に対する各協会の考え方を見ていくこととする。

NCAでは、評価基準に数量的な基準を関連させる場合、なぜ数量的な基準を評価基準

に含める必要があるのか、設定した数量的な基準が実際に大学の質とどのように関係しているのか、設定された数量的な基準の具体的根拠は何か、ということを明確化すべきであることが指摘された。しかし、アメリカにおいても数量的なものよりもむしろ質的なもの、例えば、いわゆる教員数や教室のサイズよりも、実際の教室で学生がいかによりよく学習できるかということによって教育機関や教育活動を評価することに重点が動いたのはこの20年である一方、最近の遠隔教育の普及とともに学生が学校外、教室外で学習する機会が増加しているため、学生と教員の比率といった数量的なものが問題となっている。やはり、数量的な基準によるほうが評価は容易なこともあります、精密な数量的な基準の設定を望むアcreditation（アクレディテーション）関係者は現在でも多く存在している。たしかに数量的な基準のほうが質的な基準よりも明確な評価が可能であるが、現代の多様な高等教育機関を数量的な基準で一括して評価することはもはや不可能であるため、数量的な基準の設定に安易に逆戻りすることはないとのことであった。

NEASCでは、アcreditation（アクレディテーション）の実績年数が長いこともあり、数量的な基準はもはや必要はないとのことであった。しかし、日本で新たにアcreditation（アクレディテーション）活動を始めるのであれば数量的な基準を設定しておいたほうが対応は容易になること、たしかに数量的な基準を設けるのは難しいことであるが、例えば専門分野別の基準の場合には比較的容易ではないか、との指摘がなされた。

MSAでは、アcreditation（アクレディテーション）・プロセスにおける評価は数量的な基準によるものではなく、評価者の判断に任される（subjective）ものであること、申請大学の理念（mission）が評価の基本となってその大学に適切な数値が決まるものであること、などが指摘された。たしかに、容易に大学の比較が可能となる数量的な基準の設定にむけての一般市民、議会関係者、マスコミ関係者などからのプレッシャーは常にある。しかし、MSAとしては、各大学に自己評価における数量的な測定を義務づけることはできても、各大学が使う測定基準を他の大学で使えるとは限らず、異なる測定基準で測定した数値で大学どうしを比較できるものでもないと考えている、とのことであった。大学が独自に立てた目標の成果を測定できるようなテクニックを使って得た情報やデータを改善のために有効活用するよう奨励するにすぎないということである。

このように今回訪問した地区基準協会ではいずれも数量的な基準による評価には否定的であったが、アメリカにおいても数量的な基準に対する要求は今でも強いことがわかった。

7. 評価結果の公表方法

自己点検報告書と実地視察団報告書とが基本的資料となって各協会の評議会がアcreditation（アクレディテーション）の認定に関わる決定を行うが、決定に不服があった場合には、異議申し立てのプロセスが各協会ごとに設けられている。必要であればその手続きがとられるが、特に申し立てがない場合、評議会の決定が評価結果として公表されることになる。

NCAでは、会員大学の地位、プログラムの内容、今後提出が要求されている報告書、モニタリングの状況、次の視察の時期などを公表している。また、仮認定(probation)の決定がなされた場合、それらの情報に加えて、仮認定とされた理由、仮認定でなくなるための要件についての説明文書が公表されている。両者とも公開の形態は出版物の形をとる。

NEASCでは、会員校のアクレディテーションの地位に関する情報が、活動対象地域にある各大学および高校に対する文書、記者会見、インターネットの3つの形態を使って公表されている。また、自己点検報告書については、当該大学の許可を得て、他の大学や第三者に公表することがある。なお、大学がインターネットのホームページなどを使って自己点検報告書を公表する場合は、正確な情報を伝えるため、評価結果を必ず添付するよう注意を促している。

MSAでは、アクレディテーションの地位、フォローアップ・レポートの要求時期など報告内容、最近の実地視察の時期、5年ごとの報告書提出義務の有無といった過去10年間における各大学についてのアクレディテーションに関する状況を公式文書としてコンピュータに入力し、当該大学に対する事実確認のうえで、あらゆる入からの要求に対して公表することとしている。特に当該大学の教職員や学生・卒業生に対しては自己点検報告書および実地視察団報告書の公開を各大学に義務づけている。そのほかにインターネット上のホームページ上で会員大学のリストが公表されているが、それ以外にMSAから結果の報告書が各大学に送付されている。

公表をすることはせず、各大字に任せられている。
各協会とも出版物の形で会員一覧のようなものがつくられてきたが、最近ではインターネットの利用も徐々に進められているようである。

8. アクレディテーション関連資料の保管方法

大学がアクレディテーションの申請に際して提出する資料には基本となる報告書の他様々な添付資料が含まれる。しかも、毎年評価する大学の数が多いため、その量は膨大なものとなる。資料の保管についてはスペースの問題もあり大学基準協会でも懸案事項の1つとなっている。以下、各協会が保管対象とする資料とその方法を見ていくこととする。

された資料以外は保管の対象とはなってない。

NEASCでは、92年法に基づいて保管が義務づけられている自己点検報告書と実地視察団報告書については20年間保管することとしているが、大学要覧その他の資料は保管の対象とはしていない。現在は書類の形で協会とは別棟の倉庫に保管されているが、将来はコンピュータ化していくことが予想されている。なお、20年経過後も、実地視察団報告書およびアcreditationの認定に関する公式の文書については継続して保管されることになる。

MSAでは、自己点検報告書および実地視察団報告書に加えて大学要覧や履修要項などの添付資料についても少なくとも10年間マイクロフィルムの形で保管されている。その場合、大学要覧の本体その他の資料については保管するスペースが膨大なものとなるため、大学から要請があれば返却し、なければ破棄している。実地視察団に過去の実地視察団報告書へアクセスする自由を保障するため、報告書は保存されるが、それ以外のマイクロフィルム化された資料については10年経過すると破棄されることになっている。

各協会ともスペースの問題から保管資料のマイクロフィルム化やコンピュータ化(CD-ROMによる保管)が進められつつある。現在書類のまま保管しているNEASCにおいても、倉庫の容量にも限界があるためコンピュータ化が検討されているとのことであった。

9. 会員大学ならびに実地視察団に対する研修機会の提供

アcreditation・プロセスはこれまで見てきたように1度認定を受ければそれで終わりというものではなく、長期的に継続して行うことにより大学の質の維持・向上を図ることを目的とするものであるため、そのプロセスに関わる人々は常に一定であるとは考えにくい。したがって、大学側で自己点検報告書を作成していくプロセスと実地視察という評価のプロセスに関わっていく人々に対して適切な研修(training)機会を提供していくことが重要になっている。特に、新しいシステムにおける「大学評価」を始めたばかりの大学基準協会にとって大学と評価者に対する研修は非常に重要な意味を持つ。以下、会員大学に対する研修と実地視察団に対する研修に分けて各協会の状況を見ていくこととする。

(1) 会員大学に対する研修の機会

NCAでは、大学側からの要請に応じて専門職員が終日当該大学を訪問し、教員や管理運営担当職員とともにアクレディテーションに関わる作業を実際にを行うことが研修機会の1つとなっているが、会員大学がアクレディテーションに関する重要な研修の機会と考えているのが年次総会(annual meeting)での研修である。年次総会では各大学に対して担当の専門職員が今後行われる実地視察に関する説明を必ず正式な形で行うとともに当該大学からの出席者と会合を行う時間を30分程度設けることになっている。しかし、研修

の重要な部分を担当するのは専門職員ではなく、むしろ前年度の自己点検活動を担当したものや実地視察団を経験したものである。このような人々が、自己点検報告書の作成プロセス、自己点検のプロセスに教授法の開発を折り込むための戦略、アセスメント（評価）セス、一般教養教育のあり方など、幅広いトピックにわたり発表を行う形で研修が進められる。発表を依頼する大学の選定にあたっては、希望する大学が多いため、事前に提出された発表内容と当該大学のアクレディテーションのプロセスを実際に遂行してきた専門職員の経験に基づいて、そのトピックに関して質が高かった大学 70~100 校を選びその代表者が発表を行うという形式をとっている。つまり、すでにアクレディテーションのプロセスを経験した大学の代表者が、これからそのプロセスを経験しようとしている大学の関係者人に、自分たちが何をしてきたかを教えることが最良の研修だと考えられているわけである。

N E A S C では毎年 10 月、包括的実地視察の準備を行っている大学や新たに加盟申請をしようとしている大学の関係者を集めて 2 日間にわたるワークショップが開催されている。そこではアクレディテーション・プロセスや自己点検報告書の作成方法についての研修が行われるほか、過去に作成された自己点検報告書などをもとに、アクレディテーション・プロセスの成功例を専門職員が 3 校程度選び、その担当者にプレゼンテーションを行ってもらっているが、やはりアクレディテーションの経験のある大学の関係者が会員大学に対する研修を行うのが最良の形態だと考えられている。また、プレゼンテーションの後、スモールディスカッション・グループに分かれて、当日の発表者を中心に会員大学の関係者どうしでアクレディテーションに関する情報交換をする機会が設けられている。

M S A の場合、会員校あるいは新規申請大学に対する研修のためのワークショップが開催されているが、そこでは会員大学どうしでアクレディテーションを受けた経験について情報交換するような機会を組織的に提供するということは必ずしも行われていない。ただし、7 年に 1 度、基準改定のミーティングを区域内の各地（13 カ所）で開催する際に個別的にそういうことが行われている可能性があるとのことであった。また、エグゼクティヴ・ディレクターが実地視察終了後に、その感想を学長に対して電話で問い合わせるが、その内容をニュースレターで公表することで、実地視察の経験を他大学関係者が知ることができるようになっている。

(2) 実地視察団に対する研修

N C A の場合、実地視察団に対する研修の機会が多く設けられている。団長に対しては、報告書の質にはかなりばらつきがあるため、実地視察団に専門職員が同行して経験の浅い団長に研修を行うほか、実地視察団報告書の書き方についても報告書の草案に対してアドバイスを行うなど、多くの時間が費やされる。また、年次総会（annual meeting）も重要な研修の機会と考えられている。そこでは例えば大学の財政の評価、あるいは現在評価委員会が率先して実施しようとしている、学習の評価のために各大学が使っているプログラム

ムの評価の方法について、何度も実地視察を経験したものが主体となって研修が行われる。

N E A S C の場合は、実地視察団に選ばれてから、1 日間のワークショップに参加が義務づけられている。

M S A の場合も会員校の教員、学長のほか、アカレディテーション・プロセスに通じている 4000 人のボランティアが実地視察団に対する研修のためのセッションでレクチャーを担当するほか、研修に関連するタスクフォースに参加してプログラム開発にあたっている。

このように、会員大学および実地視察団に対する研修にあたっては、その経験者が主体となって進めることが最良の方法であると考えられていることは共通しているようである。

はじめに

すでに述べたように、国際化の進展により、高等教育の質の問題は、ただ一国内にとどまらず、国際的な広がりを見せはじめている。近年、高等教育機関やそこで提供されるプログラムの評価を目的とした国際的な機関が設立されている。

今回は、こうした活動を行っている団体のうち、3つの機関の調査を行った。

以下にその報告を掲げる。

1. 国際教育評価センター (Center for Quality Assurance in International Education) に関する調査報告

(1) 機関概要

国際教育評価センター (Center for Quality Assurance in International Education 以下CQAI Eと略す) は、1992年に設立された民間の非営利団体である。

事務局には4人のプロフェッショナルを含め6～10人の専任スタッフをおいている。

CQAI Eは、アメリカ国内のみならず、アメリカと諸外国の機関との間の連絡調整を行い、議論の場を提供することを活動の中心に据えている。また、学生、研究者、専門職業人等が国際間を移動する際、その質の高レベルでの平準化に関する問題に关心を寄せている。

CQAI Eの主な活動は、以下の通りである。

- ・ 開発途上国における高等教育の質を保証するシステムの開発の援助
- ・ 研究者や専門職者の国際間の流動性に関して、世界銀行、UNESCO、OECD等の国際機関との共同プロジェクトの実施
- ・ 各国に輸出されるアメリカの高等教育の質の監視
- ・ 貿易協定、高等教育、専門職に関する国際会議の開催
- ・ アクレディテーションを世界に広めるためのワークショップの開催
- ・ 国境を越えた教育プログラムの質の向上を目的とした多国間教育活動評価連盟 (Global Alliance for Transnational Education 以下GATEと略す)、国際的なビジネスの同盟、政府機関、高等教育機関の連絡調整
- ・ 専門職業人の国際化や外国での教育プログラムの単位認定の問題に関する出版活動

(2) 調査の概要

今回の訪問調査では、教育の質の保証という観点から、CQAI Eが具体的にどのような活動を行っているのかを聞き取り調査する予定であったが、1996年にGATEが設立されたことにより、現在、CQAI Eは、GATEの事務局的な役割を担っている。従

って今回の調査ではGATEに関する聞き取りが中心に行われた。

2. 多国間教育活動評価連盟 (Global Alliance for Transnational Education) に関する調査報告

(1) 機関概要

GATEは、1996年に設立された民間団体である。その設立目的は、国境を越えて提供される教育プログラムのアクレディテーションを行うことにある。

GATEの理事会は、国の政府機関、民間の評価機関、企業、OECD等の関係者で、国籍の違う8名（スウェーデン、フランス、チリ、イギリス、アメリカ、中国、オーストラリア、ニュージーランド）で構成されている。

活動資金は、多国籍企業を中心とする民間企業の支援によって賄われており、政府機関や教育機関が加盟しても会費は徴収されない。

GATEの事務局は、CQAI Eのスタッフが兼任している。

なお、大学基準協会が昨年加入した「高等教育評価機関の国際的ネットワーク (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education-INQAAHE)」の理事6名のほとんどがGATEの理事に就任しており、INQAAHEが国際機関であるのに対し、GATEが、アメリカを本拠地におくなど組織は別であるが、相互の連絡は密接に行われている。

現在のGATEへの加盟団体数、認定されたプログラムの数等については、不明であるが、10月に開催される会議には30カ国から出席が予定されている。

(2) 調査の概要

今回の訪問調査では、GATEへの訪問があらかじめ計画されていたわけではなかったため、組織の概要に関して聞き取り調査からでは不明点もあるが、同団体のホームページ等から得られた情報も加えて、以下にその内容を紹介することとした。

① GATEの設立とその活動について

まず、GATEが設立された直接の要因は、多国籍企業が各国に子会社を設立し、現地で従業員を雇用しようとする際に、その教育水準が低いことが問題となつたことに端を発している。

さらに、近年、教育プログラム自体が国境を越えて流動するようになり、輸出される教育プログラムのアクレディテーションを実施する国際的な基準認定団体の存在が必要となり、GATEが設立された。

現在世界各国に教育プログラムの輸出が行われているが、その上位3カ国は、オーストラリア、イギリス、アメリカである。輸出されるプログラムの具体例を挙げると、自校の学生を短期間外国に一時的に転校させ、一定の単位を取得して帰国させるという「スタデ

ィ・アプロード」プログラムや、MBAプログラムがあげられる。MBAプログラムについていうと、アメリカとオーストラリアの大学がヨーロッパとアジアに提供している数は、それぞれ100校ずつにものぼる。

また、日本において、サザン・イリノイ大学が新潟県に、テンプル大学が新宿にそれぞれ分校を出しているように、ブランチキャンパスの設置も頻繁に行われている。

現在このような教育の輸出は、非常に大規模なビジネスに成長しており、アメリカの場合は、70億ドルの市場を有している。そこで問題となるのは、大学が利益追求のみを優先させ、教育の質が見落とされることである。

② 評価活動の概要

GATEの行う評価は、教育機関全体の評価ではなく、国境を越えて提供される教育プログラムの評価である。教育プログラムを輸出または輸入したい国の政府やアカレディテーション団体の依頼を受けて、GATEがそのプログラムの評価を行い、サーティフィケートする。

この評価のプロセスは、GATEが直接行うことを基本としているが、たとえば教育プログラムを受け入れる国の認定団体がそのプログラムの評価を行う際にその評価過程にGATEが参加することでサーティフィケートするという方法も現在検討されている。

以上のようなプログラム評価のほかに、企業の人事担当部門、大学のアドミッションズオフィス、国の資格認定団体等のために、各国の教育基準、教育の質を保証するプロセス、国境を越えたプログラムを提供している大学に関する情報等のデータを世界各国から収集し、加盟団体に提供するというサービスを行っている。

この評価活動プロセスは以下のとおりである。

- ① 教育プログラムを提供する、あるいは受け入れる教育機関や当該政府機関等がGATEに評価を依頼する（教育プログラムが輸出された後に依頼されることが一般的である）。
- ② 評価の対象となるプログラムを提供する教育機関は、サーティフィケーション取得のための申請書（記入項目については、後掲資料3-1参照）をGATEに提出する。同時に教育機関は、そのプログラムに関するセルフ・スタディも行い、その結果報告書も提出する。
- ③ 申請書に基づき評価チームが組織され、対象となるプログラムの評価を行う。その際そのプログラムが実施されているキャンパスの実地視察が行われる。場合によっては、そのプログラムを提供している本部キャンパスへの訪問も行われる。
- ④ 評価チームは、実地視察とセルフ・スタディの報告書をもとに評価報告書を作成し、GATEの理事会に提出する。
- ⑤ GATEの理事会は、評価チームの報告書をもとに当該プログラムをサーティフィケートするか否かの決定を下す。

なお、サーティフィケーションの有効期間は5年である。

資料3-1

評価申請書記入項目

- ・ 所在地
- ・ 教育機関名
- ・ 答頭管理者（氏名及び職名）
- ・ 申請担当者（管理職に限る）
- ・ 機関の概要
- ・ 国境を越える教育を実施する目的
- ・ 学生数（国境を越えて提供されるプログラムを含めた全フルタイム登録学生数）
- ・ 専任教員数
- ・ 専任職員数
- ・ サーティフィケーションを申請するプログラムについて
 - ・ プログラム名
 - ・ カリキュラムの概要
 - ・ 教育方法
 - ・ 評価方法
 - ・ プログラムの提供される場所
 - ・ 場所ごとのフルタイム登録学生数
 - ・ プログラムに関わる専任教職員数
 - ・ 実地視察プログラムの提供される地域
 - ・ プログラムの時期
 - ・ 他の評価団体の評価を受ける場合は、その概要

③ GATEのサーティフィケートを受ける意義

GATEは、教育機関がGATEのサーティフィケートを得る意義について、以下の点をあげている。

- ・ 質的な教育に関わっていることを証明すること
- ・ 外国に教育プログラムを提供する際の証明書となること

- 卒業生が他国で受け入れられる際の証明になること
- 卒業生の雇用が促進されること
- 国際的な水準比較ができること
- 国際的な流動性がたかまること
- 免許や資格の国際間移動ができること
- 取得した学位が国際的な信用を得ること
- 他のアクレディテーションが免除されること
- 学生を獲得できること

GATEは、国境を越えて輸出入される教育プログラムの評価を行うという、これまでの概念ではとらえられない新しい活動を行うことを目的とした団体である。その活動は緒についたばかりであるが、今回の調査から次のような問題点も指摘できよう。第1に、GATEのスポンサーが企業であることから、企業利益優先になる恐れがあること。第2に、国によって文化、伝統、民族、言語といった背景がそれぞれ異なるなかで、教育内容をどう評価するのか、という点である。現時点では、先進国から発展途上国に対して教育プログラムが輸出されるケースがほとんどであり、その教育も英語で行われるために、問題は顕在化していないようだが、今後、評価の基準や評価方法がどう検討されていくのか引き続き調査する必要があろう。

3. 日米友好基金 (The Japan-United States Friendship Commission)に関する調査報告

(1) 機関概要

日米友好基金 (The Japan-United States Friendship Commission)は沖縄返還の際に日本政府から米国連邦政府に贈られた寄附金をもとに設けられた基金の利子によって運営される米国連邦政府の一機関である。日米間交流を促進すること等により、両国間の相互理解を深めることを目的としている。

日米友好基金の理事会は、米国連邦政府関係者をはじめ、学術、メディア、実業、法曹、芸術等の分野で活動する 18 名の米国人によって構成されている。その内 12 名は、同基金が事務を掌る「日米文化教育会議」(The US-Japan Conference on Cultural and Educational Interchange 以下 CULCON と略す) のメンバーを兼任する。

事務局の専任職員は、現在、事務局長を含めて 4 名である。

(2) 調査概要

① 日米友好基金の設立経緯

1975 年、米国より日本に沖縄が返還された際、日本政府から米国連邦政府に贈られた寄附金をもとに予算を設定し、これを基金として設立。日米間の相互理解を深めるための

事業を行うことを目的としている。

② 日米友好基金の事業内容

- 米国における日本研究、政策調査、また、日本における米国研究への資金援助を始め、日米相互理解を深めるための種々の活動を行う。援助の対象となる分野は、芸術活動や建築関係等、多岐にわたる。
- 日米両国政府に対し、両国間のコミュニケーションを円滑化するための提言を行うことを目的とする会議体 CULCON の事務を執り行う。CULCON は、日米の教育関係者や文化人を集めて通例 2 年に 1 度、開催されている。

③ 大学評価機関との関わり

米国の地区基準協会では、1994 年 2 月に代表団を日本に派遣した（この訪日に際しては、大学基準協会とも会談の機会を持っている（財団法人大学基準協会『会報』第 72 号 110 頁参照））。日米友好基金はこの事業に対し、資金の提供に加えて事前にオリエンテーションを行うなどの支援、協力を行った。日米友好基金がこの事業を支援したのは、一つには高等教育という米国の市民一般にも関わりの深い分野に関連する事業であったことがあげられる。加えて日米友好基金並びに同基金事務局が事務を掌る CULCON では、日米間の留学制度の振興に力を注いでいるが、この地区基準協会の訪日事業は、米国のアクレディテーション団体に日本の高等教育事情を理解させるのに効果があり、ひいてはそのことが両国留学制度の振興にもつながると考えたからである。

④ アクレディテーションへの関心

日米友好基金並びに CULCON では 1991 年以降、米国大学生を日本へ短期留学させるという事業に力を入れてきた。

CULCON としては、この留学プログラムに参加する米国大学生を募集する活動を行っているが、その事に関連して最も注目しているのは、日米の大学における単位互換の適切化、円滑化である。CULCON では、日米両国における単位認定評価について様々な検討を行ってきたが、さらに両国間で大学を評価する統一的な基準が出来るのか否かについても注目しているところである。

このことの検討も含め、両国のアクレディテーション団体が活発に意見交換の機会を持つことは歓迎すべき事と考えている。

おわりに

今回の調査はすでに述べたように大学基準協会の「大学評価」の問題点を踏まえ、①当該機関の事業概要、財政状況、②事務局スタッフの構成、③大学評価における事務局の役割、④大学評価関連資料の保存方法・保存期間、⑤専門分野の評価のあり方、⑥具体的な評価の基準や指標、⑦評価を受ける大学に対する研修のあり方、⑧大学評価結果の公表方法、⑨1992年高等教育法の影響、⑩大学の質の保証（Quality Assurance）のために、近年取られている措置、⑪「学生の学習成果の評価」（student outcome assessment）に対する大学側の理解・定着度およびその方法、といった点についてアメリカのアカレディテーション団体等における状況を明らかにすることがその主要目的であった。調査項目の中にはそれに関連する具体的な活動が展開されていないため、十分な回答を引き出すことができないものもあったが、地区基準協会に関しては概ね次のような点が明らかになった。

①事務局スタッフの構成と役割について

- ・ 地区基準協会事務局のスタッフは比較的少人数で、アカレディテーションに直接携わる専門職員とそれを補助するサポート・スタッフに分かれている。なお、アカレディテーションを担当する専門職員は、1人100校以上の大学を担当している。ただし、NEASCにおいては自己点検担当と評価担当に分かれてそれぞれが大学に対応している。
- ・ 地区基準協会事務局の専門職員の役割は大きく分けて大学に対するもの、実地視察団に対するもの、評価委員会に対するもの、の3つに分けられる。大学に対しては、自己点検活動の計画段階から関わりを持ち、評価後のフォローアップにいたるまで、継続的に支援活動を展開している。実地視察団に対しては、適切な情報提供と評価や実地視察団報告書の作成について助言を行っている。評価委員会に対しては、同委員会が行う諸決定に際して原案の作成と意見具申（recommendation）を行っている。これらの活動を通じて、円滑なアカレディテーションの実施を支援している。

②大学および実地視察団に対する研修について

- ・ 大学および実地視察団に対する研修においては、アカレディテーションを受けた大学の関係者や実地視察の経験者など、実際にその経験を積んだ人々が最良の研修主体となると考えられている。

③アカレディテーション・プロセスについて

- ・ 数量的な基準に基づかない地区基準協会のアカレディテーション・プロセスにおける評価は、各協会が定めるアカレディテーション基準に照らして、会員校の教職員（同僚：peer）から選ばれた実地視察団が行う主観的評価である。その評価の客觀性を保つために、すでに述べたように協会と大学側の双方が客觀的だと認めうる実地視察団を構成するとともに、実地視察団報告書草案段階での事実確認や評価結果に対するアピールの機会など、手続の公開性と適切性が保証されている。
- ・ 地区基準協会と専門分野別アカレディテーション団体との共働（collaboration）へ

の圧力は、大学側が行う作業の効率化の観点から今後強まっていくことが予想されており、両者合同による実地視察の方策が検討されている。

④評価結果の公表・関連資料の保管・情報化の推進について

- ・ 評価結果については、基本的に各大学に認定されているアカレディテーションの地位、報告書の提出要求の状況などがリストの形で公表されている。また、このリストをインターネットのホームページ上に掲載するなど、情報化も進められている。
- ・ アカレディテーション関連資料については、92年高等教育法により実地視察団報告書に加えて自己点検報告書も保存すべきことが義務づけられることとなった。また、保存スペースの問題などもあることから、各協会とも資料保存形態を書類の形からマイクロフィルムあるいはCD-ROM化する方向に移行しつつある。その際、大学から添付書類として提出されるものについては、MSAがマイクロフィルム化して10年間保存する以外は基本的に保存されていない。

しかし一方、これらの結果を踏まえつつも、大学基準協会の「大学評価」を推進していく際にさらに調査を継続し検討すべき課題も明らかになってきた。それは、以下の諸点である。

①事務局スタッフの構成と役割について

- ・ 非常に多くの担当大学を抱える専門職員が、大学評価をめぐる調査研究業務をどのように行っているのか明らかにしていく必要がある。

②大学および実地視察団に対する研修について

- ・ 大学基準協会の「大学評価」を受ける大学に対しては、現在「大学評価説明会」および個別大学に対する「スタッフ派遣」を行い、評価者に対しては「担当委員との打ち合せ会」を開催して協会役員、「大学評価」関連委員会の委員長、事務局職員が説明を行っているが、アカレディテーション・プロセスの経験者が最良の研修主体であるならば、その場合具体的にどのような内容の研修が行われているのかを明らかにする必要がある。

③アカレディテーション・プロセスについて

- ・ 各地区基準協会は大学基準協会の「大学評価」をはるかに上回る件数のアカレディテーションを毎年実施しているが、本協会の「相互評価委員会」、「判定委員会」の運営の参考にするためにも、最終決定を行う評価委員会においてどのような作業が具体的に行われ、また、同委員会がどのように運営されているかを明らかにする必要がある。
- ・ 現在「大学評価」には不服申立の機会が特に設けられていないが、手続の適切性向上させるためにも、各地区基準協会のもつ同様の手続について明らかにする必要がある。
- ・ 各地区基準協会の派遣する実地視察団には、申請大学が提供する各教育プログラムの専門家が必ずしも含まれるわけではない。そのような場合に教育プログラムの評価が実際どのように行われているのか明らかにする必要がある。また、専門分野別アカレディテーション団体との共働が進めば、そこで評価は現在の「大学評価」の形式に類似していく

調査日程等

ものと思われる。したがって、今後のこのような動きを継続的に注目し、そこで評価のあり方を明らかにしていく必要がある。

・ 現在の「大学評価」においては、数量的な目安を設けることの必要性が認められるとともに、基準委員会においても随時分科教育基準の見直し作業が進められようとしている。したがって、比較的数量的な基準をもつことが多いといわれる専門分野別アカレディーション団体についての調査を進めていく必要がある。

④評価結果の公表・関連資料の保管・情報化の推進について

・ 結果の公表や情報の伝達におけるインターネットの利用、CD-ROMによる資料保管、テレビ会議を利用した実地視察、実地視察団員候補者データの管理、報告書提出時にフロッピーディスクに保存したテキストデータを添付する、など各地区基準協会においてさまざまな形で情報化が進められつつある。これらの中には「大学評価」への導入を検討するに値するものも含まれている。情報技術の進展とともに各協会においてどのような技術が取り入れられていくのか、継続的に調査していく必要がある。

これらの諸課題に対しては、それが大学基準協会の「大学評価」システムの改善に多くの示唆を与えるものであることから、今後も継続的に調査研究を進め、検討を重ねていくことの意義は大きいと思われる。また、地区基準協会以外の諸機関については、その具体的活動がまだ緒についたばかりであるため、今後の活動状況を継続的に追跡していくことが当面の課題となろう。特に国際化の進展のなかで、大学基準協会の「大学評価」が国際的な信頼に耐えうるものとなるためには、GATEなど国際的な評価機関の評価基準、評価方法について継続的に調査研究する必要があるだろう。

調査期間

1997年9月7日(日)～14日(日)

調査団名簿（全日程参加）

事務局長 三宅 恭二(団長)
事務局員 前田 早苗
〃 田代 守
〃 日永 龍彦

訪問日程・訪問先・面談者等一覧

日 時：9月8日(月) 09:00～12:30

訪問先：North Central Association of Colleges and Schools
Commission on Institutions of Higher Education

(30 North LaSalle Street, Suite 2400, Chicago Illinois 60602-2504)

面談者：Mr. Crow, S. T. (Executive Director)
Ms. Breslin, M. B. (Associate Director)
Ms. Lopez, C. L. (Associate Director)
Mr. Spangehl, S. D. (Associate Director)
Mr. Taylor, J. A. (Associate Director)
通 訳：小沢 孝氏 (JAPAN COMMUNICATIONS)

日 時：9月9日(火) 10:00～12:30

訪問先：New England Association of Schools and Colleges
Commission on Institutions of Higher Education

(209 Burlington Road, Bedford, Massachusetts 01730-1433)

面談者：Mr. Cook, C. M. (Director of the Commission)
Ms. Maki, P. L. (Associate Director of the Commission)
通 訳：Ms. Gordon, Y. (International Business Development)

日 時：9月10日(水) 10:00～12:30

訪問先：Middle States Association of Colleges and Schools
Commission on Higher Education

(3624 Market Street, Philadelphia, Pennsylvania 19104-2680)

面談者：Ms. Morse, J. A. (Executive Director)
Ms. Weinstein, M. F. (Senior Executive Associate Director)
通 訳：磯道麻美 氏 (Japan Interface)

日 時：9月11日(木) 09:00～10:00

訪問先：The Japan-United States Friendship Commission (日米友好基金)
(1120 Vermont Avenue, NW, Suite 925, Washington, D.C. 20005)

面談者：Mr. Gangloff, E. J. (Executive Director)
Ms. Fields, P. L. (Program Officer, CULCON)
Ms. Mihori, M. P. (Assistant Executive Director)
通 訳：磯道麻美 氏(Japan Interface)

日 時：9月11日(木) 11:00～13:20

訪問先：The Center for Quality Assurance in International Education
(Global Alliance for Transnational Education)
(One Dupont Circle, N.W. Suite 370, Washington, D.C. 20036)

面談者：Ms. Lenn, M. P. (Executive Director)
Mr. Miller, B. D. (Associate Director)
通 訳：磯道麻美 氏(Japan Interface)

日 時：9月11日(木) 14:00～16:00

訪問先：Council for Higher Education Accreditation
(One Dupont Circle, N.W. Suite 800, Washington, D.C. 20036-1193)

面談者：Mr. Nugent, M. (Vice President)
通 訳：磯道麻美 氏(Japan Interface)

日 時：9月12日(金) 10:00～13:00

United Press International 等での資料収集

大 学 基 準 協 会 資 料 第 5 0 号

平 成 9 年 度

米国基準協会等の大学評価に関する実態調査報告書
(中間報告)

平成10年2月20日 印 刷 (非売品)
平成10年2月25日 発 行

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目7番地の13
財団法人 大 学 基 準 協 会

編集兼 発行人 三 宅 恭 二
〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目7番地の13
発行所 財団法人 大 学 基 準 協 会
電話 (03) (5228) 2020

印 刷 所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目17番地の10
株式会社 新 光 社

